

○上天草市名義後援等の承認に関する要綱

平成20年9月1日告示第55号

上天草市名義後援等の承認に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、各種団体等が行う行事に対する上天草市の後援名義又は共催名義の使用（以下「名義後援等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、後援名義の使用を承認することによって、当該事業の実施について協力することをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該行事の実施についてその一部を分担することをいう。

(名義後援等の承認基準)

**第3条** 上天草市が行事の名義後援等を承認する基準は、次のとおりとする。

- (1) 行事の主催団体が、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体
  - イ 公益法人（宗教法人を除く。）及びこれに準ずる団体（宗教団体及び政治団体を除く。）
  - ウ 本市の発展に寄与しようとする市民団体
- (2) 行事が、次の要件を満たすものであること。
  - ア 営利を主な目的とするものでないこと。
  - イ 特定の政治的又は宗教的目的のために行われるものでないこと。
  - ウ 公衆の安全及び衛生対策に十分な措置が講じられていること。
  - エ 住民の間で議論が分かれているものでないこと。
- (3) 行事の内容が、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 本市の事業の推進、普及又は啓発に寄与するもの
  - イ 市民の生活、文化又は教養の普及向上に寄与するもの
  - ウ 青少年の教育又は健全育成に寄与するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(申請手続)

**第4条** 名義後援等の承認を受けようとするものは、行事实施日の1か月前までに、名義後援等承

認申請書（様式第1号）に、行事等の計画書及び収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

（承認又は不承認）

**第5条** 市長は、前条の規定による申請について、当該申請に係る名義後援等の承認を決定したときは、条件を付し又は付さないで、後援等名義使用承認通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。また、名義後援等を承認しない旨決定した場合も、後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

（行事実績報告書）

**第6条** 主催団体は、承認行事が終了したときは、速やかに行事実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

**第7条** 市長は、前条の規定による承認を受けた者又はその関係者が次のいずれかに該当すると認めるときは直ちにその是正を求め、それに従わなかった場合は、当該承認を取り消すものとする。

- （1）虚偽の申請を行ったとき。
- （2）行事の内容等が第3条に規定する基準等を逸脱するものとなったとき。
- （3）承認の条件に違反したとき。

（補則）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、名義後援等の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）